

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度第 1 回滋賀地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和 5 年 7 月 5 日（水） 14 時 20 分～14 時 58 分
開催場所	滋賀労働局共用会議室
出席状況	<p>公益代表委員（定数 5 人） 平井建志 片山 聡 木下康代 石井利江子</p> <p>労働者代表委員（定数 5 人） 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三</p> <p>使用者代表委員（定数 5 人） 川口剛史 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 水野 透</p> <p>事務局 5 人 小島労働局長 中井労働基準部長 口賃金室長 辰巳賃金指導官 浜口監督官</p>
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理について ・滋賀地方最低賃金審議会等の公開について ・滋賀県最低賃金の改正決定（諮問）について ・滋賀県最低賃金専門部会の設置について ・最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について ・滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置等について ・実地視察について
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀地方最低賃金審議会会長及び会長代理を公益代表委員の中から選出を行った。（平井会長、木下会長代理） ・滋賀地方最低賃金審議会は全て（異議審を含む）公開し、最低賃金専門部会は、公労使三者協議の場について公開となった。 ・滋賀地方最低賃金審議会傍聴取扱要領について、申込み方法の改定を行った。（F A X を削除し、ハガキ及び電子メールによる申込み） ・滋賀労働局長から平井会長に滋賀県最低賃金の改定について諮問を行った。 ・滋賀県最低賃金改正諮問に伴い、金額審議を行う専門部会を設置。労使各 3 名ずつの委員の推薦締切日は、7 月 19 日。 ・最低賃金審議会令第 6 条第 5 項は適用しないこととなった。 ・特定（産業別）最低賃金の改正の必要性審議について、特別検討小委員会の設置を決定。委員から、同小委員会に参考人招致について希望があった。 ・実地視察は、特定（産業別）最低賃金適用事業場を対象に、昨年同様、公労使各委員及び事務局それぞれから 1～2 名の参加により、9 月中旬に実施することとなった。 ・今後の予定は、地域別最低賃金について、8 月 1 日の本審（第 2 回）で目安伝達。翌 2 日から 4 日まで専門部会で金額審議。8 月 7 日の本審（第 3 回）で答申予定。